（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第十五条　法第十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「法第二十九条第五項」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）第十四条第一項に規定する意見書の副本」とする。

（法務省令への委任）

第十六条　この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。

法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　安倍　晋三

大学等における修学の支援に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

大学等における修学の支援に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大学等における修学の支援に関する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一

スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十号

スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十六号）の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（スポーツ基本法施行令の一部改正）

第一条　スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条の十二第四号を次のように改める。

四　国民スポーツ大会

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　オリンピック競技大会

第三条第二項中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第四条第一項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　国民スポーツ大会

第四条第一項第六号を次のように改める。

六　日本アマチュア選手権自転車競技大会

第四条第二項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第五条第一号中「空気けん銃」を「空気拳銃」に、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第二号中「空気けん銃」を「空気拳銃」に改める。

第七条第二項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第十一条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第二項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第十三条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第二項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第十五条中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第十六条の見出し中「指導用空気けん銃」を「指導用空気拳銃」に改め、同条第二項中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第二十八条第一項第一号中「空気けん銃」を「空気拳銃」に、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同項第二号中「空気けん銃」を「空気拳銃」に改め、同条第二項各号中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に改める。

第三十三条第一項第一号イ及びロ中「けん銃（」を「拳銃（」に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に改め、同条第二項第二号中「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に、「けん銃」を「拳銃」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第四条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第二号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第九十条第一号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。